

- 安全な生産資材の導入、ガイドラインに沿った栽培管理の実施
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

**具体的な取組**

1. 安全なきのこ原木の確保  
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ホームページ、パンフレットによる情報提供、巡回指導



農林水産省ほか「食品中の放射性物質の最近の検出状況」より作成

農林水産省

栽培管理のできない野生の山菜やきのこ以外では、原木栽培しいたけ等で放射性物質濃度のバラツキがみられます。

このため、生産された原木きのこが食品の基準値を超えないようにするための「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に沿った栽培管理を実施するとともに、安全なきのこ等の生産に必要なほだ木の洗浄機械の整備等の汚染低減対策の取組を行っています。

また、野生の山菜やきのこについては、基準値を超えるものが流通しないよう、各自治体において、生産者、直売所等に対し出荷制限区域や検査結果等の情報提供を行っています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2025年3月31日